

境港管理組合の役務の調達について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、障がい者が就労する施設等の仕事を確保することを目的として、障害福祉サービス事業を行う者と随意契約を行ったので、境港管理組合会計規則（昭和39年管理組合規則第1号）第112条の3第1項第3号の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月31日

境港管理組合  
港湾管理委員会事務局長

- 1 契約する役務  
令和3年度弥生緑地維持管理業務委託（除草）
- 2 業務内容及び実施場所  
境港管理組合が管理する港湾緑地内の除草作業、集草、及び運搬処分する作業  
  
業務委託の場所 弥生緑地（境港市弥生町）の東側の一部（米川以東の約2,800m<sup>2</sup>）
- 3 委託期間  
令和3年6月1日から令和3年11月30日まで
- 4 契約日  
令和3年5月31日
- 5 契約の相手方  
株式会社浜田興業 就労継続支援B型事業所まほろば
- 6 契約者の選定方法及びその理由  
(1) 選定方法 随意契約（1者）  
(2) 理由  
港湾緑地内の除草作業であり、一般競争入札又は指名競争入札とする場合においても参加する者に特別な資格を求めている。  
障害者優先調達推進法に基づき、障がい者福祉施設への発注を促進する必要があり、地方自治法施行令第167条の2第3号の規定の制定の趣旨にも合致するものである。
- 8 問合せ先（契約担当係）  
鳥取県境港市大正町215  
境港管理組合 港湾管理委員会事務局 総務課  
電話（0859-42-3705）